

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第3日）

議事日程 令和7年3月13日（木曜日）午前 9時30分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

- 6) 議案第 2 号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計予算
- 7) 議案第 4 号 令和7年度羽生市介護保険特別会計予算
- 8) 議案第 5 号 令和7年度羽生市後期高齢者医療特別会計予算
- 9) 議案第 9 号 令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）のうち、
都市民生委員会所管分
- 10) 議案第11号 令和6年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11) 議案第12号 羽生市手話言語条例
- 12) 議案第19号 羽生市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例
- 13) 議案第22号 羽生市ねたきり老人等貸おむつに関する条例を廃止する
条例

第 3 散 会

出席委員（7名）

西 山 丈 由 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
中 島 直 樹 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

塚 本 恵	健康福祉部長	一ノ瀬 元 章	社会福祉課長
-------	--------	---------	--------

本 間 陽 子	高 齢 介 護 課 長	渡 邊 泰 弘	健 康 づ く り 推 進 課 長
加 藤 昌 英	国 保 年 金 課 長	梶 原 め ぐ み	障 が い 福 祉 係 長
高 田 利 泰	児 童 保 育 係 長	間 篠 雄 介	高 齢 福 祉 係 長
小野塚 祐	介 護 保 険 係 長	齋 藤 知 宣	健 康 づ く り 推 進 係 長
松 本 俊 一	国 保 係 長	山 畑 佳 菜	後 期 高 齢 年 金 係 長
夏 目 哲 哉	ま ち づ く り 部 長	横 田 徳 司	建 設 課 長
落 合 博 明	企 業 誘 致 推 進 課 長	山 本 章 史	水 道 課 長
萩 原 拓 史	道 路 街 路 係 長	櫻 井 洋 介	営 業 係 長
水 谷 幸 治	収 納 課 長	小 島 史 愉	収 納 係 長

事務局職員出席者

岡 田 光 弘	総 務 課 長
---------	---------

午前 9時30分 開 議

○西山文由委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第2号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計予算別冊1を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課長の加藤でございます。よろしくお願いします。

本日同席させていただく職員の紹介させていただきます。

国保係長の松本でございます。

○松本俊一国保係長 松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤昌英国保年金課長 収納課のほうからも同席してございます。

○水谷幸治収納課長 同席させていただいております収納課長の水谷です。どうぞよろしく
お願いいたします。

○小島史諭収納係長 収納係長の小島と申します。よろしくお願いします。

○加藤昌英国保年金課長 それでは、着座にて説明のほうをさせていただきます。

議案第2号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

予算の説明書のほう、182ページ。

まず、全体の歳出の今、合計欄のところから見ていただければと存じます。

こちら合計額につきましては、歳入歳出総額56億6,269万9,000円でございます。前年度に比べまして、マイナス7,808万5,000円、1.4%の減でございます。

こちら、主な要因につきましては、一番、こちらの歳出の画面見えているかと思うんですが、こちらの保険給付費のところ、6,030万5,000円のマイナス、それから、すぐ下の国民健康保険事業納付金、こちら1,602万1,000円のマイナスというところによるものです。

また、今回、款の1つ、共同事業拠出金というものが皆減となりまして、保健事業は

5 款だったものが 4 款になって、ここから全て繰り上がってございます。こちら退職者医療制度というのがありまして、この経過措置が令和 6 年 4 月 1 日、今年度の 4 月 1 日をもって終了しまして、その共同事業拠出金というもので事務費を払っていたんですが、これが不要となりましたので、予算科目の整理を行なったところです。

これと関連しますが、全体といたしまして、一般被保険者という言葉と退職被保険者という冠がついて、それぞれ区別していたものが整理されました。歳入であれば、国保税がそうですし、歳出であれば、保険給付費や国保事業費納付金に、そういった言葉がございました。それぞれ令和 6 年度では、どの項目も予算科目に確保のための 1, 0 0 0 円だけの計上でございましたので、令和 7 年度予算にこれがなくなっても影響はごくごく小規模でございます。

それでは、こちら説明書の歳出のほうから説明させていただきたいと存じます。

1 8 6 ページ、今お開きいたします。

主なものについてご説明申し上げます。

まず、一番上の◎職員人件費（一般管理経費）につきましては、職員の人件費 9 人分になってございます。

続きまして、◎一般管理事業 1, 5 5 0 万 2, 0 0 0 円は、事務経費でございます。主なものといたしましては、一番下の 1 1 節役務費、郵便料 2 6 8 万円につきましては、資格情報のお知らせ、資格確認書、それから高額療養費申請通知書等の送付に要する郵便料でございます。対前年度比で 2 3 8 万 9, 0 0 0 円の減となっております。これは紙の保険証の廃止に伴いまして、これまで保険証を簡易書留で郵送しておったんですが、資格確認書は特定記録郵便で、資格情報のお知らせは普通郵便で、それぞれ郵送するようになりましたので、この分、郵送する方法を変更したことで金額が下がったものでございます。ただし、郵便料の単価そのものが上がっておりますので、簡易書留と特定記録の相殺をしても、資格確認書については 1 通当たり 1 0 2 円の減額、資格確認書については 3 0 8 円の減額ということで、この差額になってございます。

次のページ、1 8 7 ページを御覧ください。

1 2 節委託料 9 3 4 万 4, 0 0 0 円につきましては、昨年度と比較しまして 2 7 4 万 8, 0 0 0 円の減となります。この要因につきましては、昨年度は制度改正に伴うシステム改修委託料 2 3 9 万 8, 0 0 0 円がありましたが、今年度は当初予算でのシステム改修委託料の計上ございませんので、この差額となっております。

ちょっと下へ行きますして、◎国民健康保険団体連合会事業 62 万円は、埼玉県国民健康保険団体連合会の運営費等の会員負担金でございます。

続きまして、◎賦課事業 782 万 3,000 円は、国民健康保険税の賦課に関するもので、納税通知書の作成、郵送料等の事務経費でございます。こちらにつきましては、前年と比較して 251 万 3,000 円の増となっております。この要因につきましては、主にシステム標準化対応で、移行に係る一時的な追加経費が生じております。特に、印刷製本費におきまして、標準化前と標準化後のそれぞれの帳票が必要となりまして、また、それぞれの発注数が少ないために単価が上がってしまって全体として金額が上がっており、そういった状況でございます。

続きまして、◎徴収事業 526 万 3,000 円は、国民健康保険税の徴収に関する事務執行経費です。前年と比較しまして 100 万 8,000 円の増となっております。この要因につきましては、次のページ御覧いただければと思います。

中段となります、このコンビニ収納業務委託料、こちらが増になっておりますので、こちらの分の増となっております。

続きまして、◎趣旨普及事業 36 万 3,000 円は、国民健康保険制度の啓発用のパンフレットを作成するための経費でございます。

続きまして、◎運営協議会事業 30 万 4,000 円は、羽生市国民健康保険運営協議会に係る経費でございます。

続きまして、次のページ、189 ページ御覧ください。

第 2 款保険給付費についてご説明申し上げます。

まず、第 1 項の療養諸費全体につきましては、前年に比べて、こちら 5,430 万 2,000 円減の 35 億 2,860 万円と見込んでございます。

また、下へまいりまして高額療養費、こちらにつきましては、前年に比べ 600 万 2,000 円減の 5 億 2,052 万 6,000 円と見込みました。こちら近年の実績並びに令和 6 年度の上半期の実績から精算し減額を見込んでおりますが、その要因は、被保険者数の減、特に高齢者層が影響しているものと考えております。令和 7 年 1 月末時点の羽生市の 74 歳の人口は 845 人いらっしゃいますが、この方たちが令和 7 年度中には 75 歳になられまして、後期高齢者医療制度へ移行されていきます。なので、この方たち、国保の被保険者の中では医療費が高い層ですので、こちらが療養費の減に影響しておるというところでございます。

次のページ、190ページ御覧ください。

第4項、出産育児諸費の出産育児一時金支給事業1,500万円につきましては、1件50万円で30人分の計上をしてございます。

続きまして、◎葬祭費支給事業500万円は、1件5万円の葬祭費、100件分でございます。

続きまして、下のほうになりますが、3款国民健康保険事業費納付金13億6,720万7,000円につきましては、埼玉県が算出し提示した金額を保険事業納付金として県に納めるものです。前年に比べて全体で1,602万1,000円の減となっております。

続きまして、191ページを御覧ください。

右下のほうになります。第4款保健事業費のうち、保健衛生普及事業の主なものについてご説明申し上げます。

こちら11節役務費のうち、郵便料304万5,000円は、年6回の医療費通知やジェネリック医薬品差額通知等に要する経費です。こちらも対前年度62万8,000円の増となっておりますが、その要因は、郵便料単価の増によるものでございます。

次のページめくらせていただきます。

上のほうになります。18節負担金補助金補助及び交付金、糖尿病性腎症重症化予防対策事業負担金341万6,000円は、この事業に係る国保連合会への負担金でございます。

その下へ行きますと、人間ドック等助成金1,160万円は、人間ドック、脳ドックの受診に対して2万円を助成するものです。人間ドックは520名分、脳ドックは60名分を見込んで計上したものでございます。

続きまして、◎特定健康診査等事業について説明いたします。

こちら10節需用費のうち、印刷製本費169万2,000円は、受診勧奨通知印刷費等の経費です。

11節役務費、郵便料288万2,000円は、特定健康診査受診券の送付に要する郵便料です。こちらも対前年度66万2,000円の増となっております、要因につきましては、郵便料単価の増でございます。

12節委託料4,957万4,000円のうち、特定健康診査等委託料4,867万

4, 000円については、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用でございます。こちら、対前年度178万7, 000円の減となりますが、この要因は、被保険者数の減に伴う受診者数の減少によるものでございます。

次の次のページ、194ページ御覧ください。

右上になります第7款諸支出金のうち、第5目償還金4, 700万円は、前年度に概算交付された国・県補助金の精算に伴う償還金でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の説明のほうに移らせていただきます。

今、183ページ、今お開きしております。

まずは、上のほうになります第1款国民健康保険税10億832万7, 000円については、対前年度5, 098万7, 000円の増で、5.1%の増となっております。さきの12月議会で御可決賜りました令和7年度からの新税率賦課限度額を反映したものととなっております。

続きまして、第3款県支出金、合計ですと41億974万7, 000円について申し上げます。

右のほうになります説明欄の普通交付金につきましては、普通交付金40億4, 914万6, 000円は、保険給付等に対する補助金でございます。

続きまして、特別交付金6, 060万円は、保険者努力支援交付金県繰入金、特定健康診査等負担金及び国の特別調整交付金について見込んだ金額です。

続きまして、次の184ページ御覧ください。

繰入金のうち、こちら一般会計繰入金3億7, 366万4, 000円についてご説明申し上げます。

もうちょっと移らせていただきます。保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億4, 680万6, 000円は、低所得者の保険税の軽減分を公費により負担するものです。

続きまして、第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）9, 259万7, 000円は、保険者への財政負担として、保険税軽減の対象となる低所得者の数に応じて公費により負担するものでございます。

下へ行きまして、第3節未就学児均等割保険税繰入金297万6, 000円は、未就学児に係る保険税の軽減分を公費により負担するものです。

第4節職員給与費等繰入金9,104万5,000円は、特別会計に係る人件費と事務費分の繰入金でございます。

続きまして、第5節産前産後保険税繰入金24万円は、産前産後保険税の免除分を公費により負担するものです。

第6節出産育児一時金等繰入金1,000万円は、歳出にて出産育児一時金として計上しております1,500万の3分の2を特別会計に繰り入れるものです。

第7節財政安定化支援事業繰入金3,000万円は、低所得者が多いまた高齢者が多いなどの事由による国保財政の負担増に対する一般会計からの財政支援です。

第2項基金繰入金、第1目国民健康保険基金繰入金5,000万円は、国民健康保険税事業の運営に充てるため、国民健康保険基金から取崩して繰り入れるものです。昨年と比較しまして1億3,000万円の減ですが、この要因は、基金残高、現在8,300万円、約8,300万で、昨年度と同程度の繰入れはできないような状況になっております。今回のこの5,000万円は、令和5年度の決算による積立て分をそのまま再度繰り出してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業について、どのようなものがあるのかお伺いいたします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 高齢者のほうも同じような形になってくるんですが、昨年の12月から紙の保険証が廃止されました。ただ、まだ保険証生きておりますので、皆さん保険証使っていらっしゃるというところですが、毎年7月の年次更新に伴い、窓口対応が非常に大きなイベントとされております。マイナ保険証登録いただいている方には資格情報のお知らせというA4の通知を送らせていただいて、登録いただいていない方については、資格確認書という、ほぼほぼ保険証と同じ形のものがそれぞれ送付されます。

先ほど説明の中で申し上げた郵便料はそのおかげでちょっと下がっているようなところがありますが、こちら被保険者の方は利用されるに当たって支障がないよう、後期高齢者医療のほうとも併せて対応してまいりたいと考えております。

今のところ登録率が6割ぐらいとなっておりますが、利用率の情報が国のほうからも来ています。それを見たところ、11月末が24.31%だったのは、12月末、紙の保険証がなくなってからが35.17%で、一応10ポイントぐらいは伸びてはいます。ただ、35%ですので、全体100%で考えたら、まだ3割5分だということですので、本格的な利用は本当にまだまだこれからというふうに考えております。

なので、資格情報のお知らせが届いてから、マイナ保険証の登録をしていたけれども、やはりという方も当然いらっしゃるでしょうし、そもそも、このまま資格確認書でいいのかとか、制度的な部分で、ずっと保険証を使われていたので、本当に疑問はたくさん皆さんあると思いますので、そこに対しては丁寧に説明のほうをさせていただければと考えております。

以上でございます。

○西山文由委員長 ほかに質疑はございませんか。

川田委員。

○川田真也委員 ちょっと教えていただきたいんですが、マイナ保険証の利用率は、移行率は6割ぐらいということだったので、これから徐々に増えていくのかなと思うんですが、使おうと思ったら、暗証番号を変更してなくて使えなかったという年配の方が結構聞くんですね。そういう場合、市役所からも案内は行なっているかと思うんですよ、番号の変更してくださいと。そういうアナウンスをもうちょっと分かりやすく、特に高齢者の方等にアナウンスしていただければ、せっかくマイナ保険証に、マイナンバーカードを持ってひもづけいただいたんだけど、使っていない人というのは、そこがひとつネックになっていると思うんですけれども、例えば暗証番号を変更していない人というのはどれくらいいるんですか。

○西山文由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 暗証番号は、変更しているかしていないかは、国保年金課では分かりません。なので、市役所に問い合わせさせていただいて、市民生活課の窓口で変更するというふうになります。私もいろいろ調べたところ、実はスマートフォンのアプリで、自分で変えることもできるようなんですけれども、これがまた分かりにくくて、多分、これができる人は、自分で暗証番号を管理できているのではないかと、そんな感じがします。

私もちょっとこの間歯医者いったときに、1回番号を間違えてまして、3回間違える

と駄目だそうですけども、この3回というのが、通して3回らしくて、1日3回とかではないんです。来年度、一斉更新ののち、せっかくだからと初めてマイナ保険証を利用される方が増えると思いますので、その中でトラブルが起きるかと思います。そのときに即応できるように我々のほうも体制を整えておきたいと考えています。

7月のときに、また一斉更新により資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付するというお知らせはするんですけども、その中で、マイナ保険証について注意喚起みたいなこともできればなと思っておりますので、そういった形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 それともう一つです。羽生市でもあるかと思うんですけども、何か私は、これは納得できない制度なんです、国がやっている制度なんで何とも言えないんですけども、外国の方も日本に3か月住むと国民健康保険に加入しなくてはならないということで、たった3か月住めば日本の高度な医療を保険で受けられると。この間のちょっと一般質問でもさせていただいたんですが、羽生市にも2,500人ほど、約、外国の方が生活されていると思うんですが、何人ぐらいは国保に加入していらっしゃるのかと思ひまして。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 こちらが、時点としては6年3月31日、昨年度末時点なんです、全体で467名の方、外国籍の方が国保に加入されています。世帯としては319世帯という数字がございます。

以上でございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 そうすると、ざっくり5分の1ぐらいの方しか入っていないということなんですけれども、残りの5分の4の方はどうやって生活しているのか、住民登録の方も2,500人しているはずなんで、それはどうなっているんでしょうか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 基本的には、そういう方たちは社保に入っているんだろうと、普通に。というのは、そもそも日本に来て、何で来ていらっしゃるのか、おおむねほとんどの方は働きに来て、働きに来るときに、本当に空手といいますか、見込みもなく日

本に来ていらっしゃる方というのは非常に少ないと思うんですね。そうすると、ある程度、何らか、どこかの企業に就職するというめどを立ててきていらっしゃると思うんで、そういう方たちは社保にそのまま入ってきますので、なので、2,000人程度の方は普通に社保に入られている。そうすると、国保に入っている方は基本的には自営業かなというふうに考えております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 そう願うしかないんですが、昨今、外国人による保険証の不正利用というのが非常に騒がれています。この羽生で467名の方に保険証をお渡ししているということですが、どのような保険証をお渡ししているんですか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 普通の方と同じ、普通の今までと同じ名前が書いてあって、住所を書いてあって、負担割合書いてあるという、普通の日本人の方とまるっきり同じものが交付されております。マイナ保険証でないのも、当然顔写真もないので、名前と内容だけでご本人を確認していただく保険証になってございます。

以上でございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 ですね。そこで、本来であれば顔写真なり入っていればあれなんですけれども、そうすると、5分の1しか持っていないくて、5分の4の方が持っていないという、本当に不正利用等も疑うような案件もあるのかなと勘ぐってしまうんですけれども、その不正利用をなくすような、あるいは見つけるような施策というのは、羽生市としては何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 羽生市の政策としては、正直、特に打つ手がないというのが正直なところです。というのは、どうしても実際の医療機関の窓口で、多分保険証が出てしまって、私が誰それですと言われまして、それでそのまま受診ができます。逆に、それが本当に医療に一番つながる日本の医療のいいところだと私は思うんですけれども、なので、それこそマイナ保険証をもし利用していただければ、顔写真もついてますし、そこで間違いがなくなってくるのかなというのは1つあるとは思いますが、ただ、実際にマイナ保険証、本当に使えない方というのも当然いらっしゃるんで、

高齢者の方なんかはよく言われていますけれども、それ以外にももちろん外国人の方、言葉の壁も当然あると思います。そもそも制度がよく分からないからと、取りあえずもらった紙を使うんで、そういう方も当然いらっしゃると思います。なので、市としても、やっぱりできることというのは本当に、非常に少ないんですけれども、本当に啓蒙ぐらいしかなくなってしまうんですけれども、不正利用があったら、もちろん返してもらいますよとか、そういったものも全てお知らせはしていますので、そんなところで一つ一つ積んでいくというやり方を地道にやっていこうかなと思います。

以上でございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 はい、分かりました。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 コンビニ収納、188ページ、コンビニ収納委託料というのがあります。

この金額の算定根拠というのはどうなっていますか。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 こちらのほうは、毎年現年度の実績等を鑑みてやらせていただいております。今回、手数料の金額が55円から80円に変わったというところの金額の見直しで、こちらの金額を算定させていただいております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 ということは、これで274万5,000円というのは、いつ50円、80円が何人という算定ということでもいいんですかね。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 国民健康保険納付書の場合は9期までございます。その9枚の紙をコンビニエンスストアでバーコードを読んでいただく、その紙1枚が1件80円、税別でございますけれども、そちらのほうを毎年どれだけ使っているかというところから伸び率を勘案しまして、こちらの算定をさせていただいております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 あと、184ページです。先ほど課長の説明で、基金の繰入金が少なくなっていると、なかなか基金を入れてというやりくりが難しくなっているという説明がありました。そうなった場合、やはり単純に考えるのは、今後一般会計の繰入金を増やしていかなざるを得ない状況だという理解でよろしいですか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 一般会計の繰入金は、基本的に法定で繰り入れているものになっておりまして、これで、今184ページに行きますと、この保険基盤安定繰入金と、こちらのほうで、法定に基づいて入れているものだけになるので、足りないからそのまま法定外繰入れというわけにはいかない状況があります。保険税の県内統一の流れの中で、法定外繰り入れは行わないという埼玉県の方針がございます。かつては法定外繰り入れをするということがありました。全国的に保険税で全て賄うのは非常に難しいということで、一般会計からの繰入金を充てて、それである程度国保の被保険者の方の負担を軽減しようという取組がございました。

ただ、それがもうできなくなってきておりまして、羽生市の場合は、まず、この基金繰入金、貯金、今までの積立てをまず使って、できるだけ被保険者の方の税率を上げないようにしていこう。次は繰越金になっておりまして、全てのお金を全て基金に積み立てているわけではないので、まだ繰越金のほうがございます。それで、これをうまく活用して、令和9年に準統一をということで、県内で大体統一をしていく流れの次の段階に行くんですが、そこに到達したときに、県の説明では、標準税率にしているんであれば足りないことはないはずだと。もし県が示すこの標準税率で財源が足りなかった場合には、県がお金をくれるというわけではないですけれども、もちろん県は少し面倒を見てくれるという、話をされております。市のほうも、県がある程度面倒を見てくれるというのもあれなんですけれども、面倒を見てくれるからこそ、じゃ皆さんに大変ですけれども、保険税率を上げるように、ちょっとご協力お願いしますと私たちも言えるというような状況にあるんですね。なので、基金については、逆に使い切るほうが誠意がある。市の財政をあずかる身としては、まず貯金を取っておいて、みんなにお金をくださいというんでは、やっぱりなかなか厳しいなというふうに考えております。

ただ、本当にゼロになってしまったら、それはそれで本末転倒ですので、恐らく基金的に繰り出せるのはこういう、今回で言えば、この5,000万円も令和5年度の決算積み立てによるものを積み立てたものを繰り出しているの、それができる範囲かなと

いうふうに考えております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 というと、基盤が大きくなって、若干国保運営に関しては目先の、このことは安定しているという理解でいいのかな。目先ですよ、目先のという理解でよろしいですね。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 おっしゃるとおりですけれども、今、目先というようなちょっと、まさにおっしゃるとおり、医療費的なものについては、全て県が普通交付税ということで、全部負担していますので、かつてのように医療費が足りない、どうする、ぎりぎりだというようなことはなくなります。

以上でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 ちょっと収納関係について聞かせてください。

収納のほうで、現状含まれた上で、来年新たにこんな状況だから、こんなことを試してみようとか、何か変化があるようなことがあったら教えてください。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 先ほどの課税課のほうからご説明がありました。マイナンバーのひもづけというところがありまして、懸案しているところというのは、今までは短期証を発行して、納税相談という時間を設けることができたんですが、そちらの時間のものが今回ひもづけによりまして呼び出しというものがなくなってしまいましたので、先ほどお話ありました税に関する外国人の方の説明を分割納付という時間がなくなってしまいましたので、その点を今回、令和7年度はどう対応するかというのが収納課の、収納、徴収というところの大きな問題となっております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 何か、それに対してどうしようという具体的なことというのはありますでしょうか。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 来ていただくことができませんので、今、少しずつ取り組んでいる

のが、臨宅というものを取り組んでおります。どうしても国民健康保険税ですので、働いていない方の自宅にいるのではないかなというところで、お手紙を添えて、持参をしまして、説明並びに今日は駄目であれば、日曜開庁もやっているの、市のほうへ来ていただいて、納付の相談をしていただきたいというような対策を取っております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 取っているけれども、今後それも、また来年度については強化していくという理解でよろしいですか。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 国民健康保険税だけではないんですけれども、全体の取組として、そちらのほうを、職員は少ないんですけれども、この日という時間を設けまして、まとめて、そういう形に取り組んでいこうと考えております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

昆委員。

○昆 佳子委員 190ページの出産育児一時金の支給事業のところなんですけれども、これ毎年30人分ということだと思えるんですけれども、毎年というか、30人至っているのか、減っているのかお聞きしたいです。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 正直、至っておりませんので、令和5年度の決算で言いますと18名で、令和4年度で24名です。だから、むしろ減っているというのが実際でございます。

ただ、期待も含めてなんですけれども、国のほうでも、子ども・子育てに関して、今注力しているところですので、むしろ、こういってもらえたらうれしいなぐらいの気持ちも含めて、予算は繰り入れるところです。

なお、3分の2のこの繰入金1,000万円が一般会計のほうから来ているんですが、これ実は交付税措置されてきているものですので、市の財政的にも交付税を活用して、ぜひ子ども・子育てに注力したいなというところがございますので、ぜひ期待をかけた

いなと思っております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 至らないということで、やっぱりそれは少子化というか、問題が大きいのか、それとも制度的なものを知らない、知らないということは今はないかと思うんですけども、分からない方もいらっしゃるのかというのは分かりますでしょうか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 出産育児一時金については、出産した産院のほうに現物給付されますので、ご本人が50万円を受け取り、そのお金を産院に払うということではなくて、産院のほうに直接50万円入りますので、ご本人さんのほうがちょっと分からなくて漏れるということは正直ございません。なので、減っている理由は少子化でございます。

以上でございます。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 先ほど法定外繰入れというか、繰入れの話が出ていたんですけれども、何か、この資料とか、キャラバンの資料とか見ると、まだまだ半分以上の自治体は繰入れやっているようなんですけれども、何か繰入れやることによって、不利益とかというのは、あるかどうかというのは聞いていますか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 まず、目標が定められているのもちろんではあるんですが、保険者努力支援交付金という交付金がありまして、こちらが繰入れを、法定外繰入れすると減らされてしまうというのがあります。羽生市の規模で行きますと、大体130万円ぐらい減らされてしまうということで、これもまた年々点数を県のほうが変えていくんですけれども、そこで締めつけのほう厳しくなっております。羽生市の場合はクリアしているので大丈夫なんですけど、もし、これを繰入れ始めてしまうと、逆にその分が借金みたいに乘っかってきてしまうというところで、致し方ないところかなというふうに考えております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 私としては、何か繰入れをぜひやってほしいところなんですけれども、何か近年物価高騰とかいろいろなものが値上がりして、払えない世帯というのが今後、令和6年度というのは増えているのかというのと、来年度の見通しというのはどのような状況になりそうなのか、その点について伺います。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 ほかの税とは違いまして、国民健康保険は世帯主総合課税という形を取っております。ですので、先ほど申し上げましたとおり、外国人も含めて、生活資力、納付資力というんですか、財産調査の、もちろん日本人もさせていただくんですけれども、その中で、どうしてもこれは難しいといったところでは、私どものほうで準備しているものは分割、徴収猶予というものがあるんですけれども、徴収猶予というのは、先に延ばすだけで、税金自体が消える物ではないので、しっかり職員のほうで調査をさせていただきまして、納付ができないものに対しては、3年で短縮しとかございますので、そちらのほうを取り込んでいって、なるべく自主納付はさせていただくんですけれども、課税課のほうで出している本税を納められない場合は一部停止していく形の対象をさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 何かその見通しというのが抜けていたんですけれども、何か今後の状況ですよね。どのような状況になりそうなのかというところはどうか。

○西山丈由委員長 収納課長。

○水谷幸治収納課長 見通しとしましては、なかなか厳しいところはあるんですけれども、年々外国人の国民健康保険の取得というものが増えております。それにならって未納者数も増えております。その辺に対しましては、先ほど申しましたとおり、見込みとしては、全体的には収納率を確保するというのはなかなか厳しいところがあるので、そこを今までのとおりの数字を維持することになりますと、先ほど言いましたとおり、ほかの税と同じように臨宅ですね、税の説明、理解をしていただいて、その中で納めていただくというのが今後の未納者に対しての徴収の方向性だと思っております。

ただ、先ほど申したとおり、ほかの税は、自分の取得しているものというところがありまして、国民健康保険におきましては、世帯主課税ということで、何人も入っていないらっしゃると、その方に負担がかかるわけですので、その辺は慎重かつ丁寧な説明の中

で保険税の理解をした上での徴収に頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 結構滞納されている方というのが結構いるんですけども、その中で割合というか、やむを得ない人というのも結構多くいるのかなと思っております。滞納率が昨年の4月1日時点で18.6%ということで、キャラバン資料集で確認すると、それぐらいで、5世帯に1世帯がそれぐらいになっているんですけども、何かそういう方というのは、何か払えるのに払わないという人がこんなにたくさんいるとは思えないんですけども、そういう人に対して減免措置とか、そういった対策というのは、どのような対策があるのか、案内とかはされているのかというのはどうなのでしょう。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 減免については、それぞれ状況もいろいろあるところですが、例えば災害の減免とか、ああいったものは当然減免になりますので、すぐ減免になります。なので、ご本人気づかなくても、こちらのほうは減免になりますので書いてくださいと、そういった形で、なる方にはすぐご案内をしています。

ただ、所得に関して、少ないから減免というのはなかなか難しく、そうすると、執行停止とか、そういった形で収納課のほうでのご案内をしていただくようになっております。

ただ、いずれにしても、一律ということではなく、ご事情が当然ありますので、無理のないように、結局、健康保険ですので、命を守るためのものなので、それで生活苦しまれても、いわゆる趣旨から外れるという言い方もあれですけども、すごく我々も本意では全くないので、寄り添って対応させていただければと思っております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 郵送料結構値上がりしていて、特定健康診査もあるんですけども、結構ほかの自治体だとショートメールで実施している自治体とかも出てきているんですけども、その辺というのは何か抑制するような取組とか研究とかされているのか伺いたします。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 特定健診に関してはおっしゃるとおりで、受診率に関しては非常に苦戦しておりまして、第6期のデータヘルス計画、今年から始まったので、また改めて目標もまた設定をしたところではあるんですが、それでもやはり目標と実績との間に乖離があるというところです。ショートメールとか、そういったものについては。まだちょっとなかなか研究とかはしていません。というのは、電話番号が手に入りにくいというのと、あとショートメッセージをどういった形で、技術的に送るやり方とかもなかなか難しく、基本的に郵送でご案内をしています。ですが、おっしゃるとおり、携帯だったらもっと見ていただけるんじゃないかなというのはありまして、それもやっていきたいというのは考えていたので、LINEでのご案内を行なったところです。羽生市で、コロナワクチンの予約のときに、かなりLINEを皆さんは登録していただいたので、そうすると、LINEで健診の受診をお勧めするようなものを何回か、年に3回ぐらい、今年の2月の頭にまた、2月の終わりが受診の期限なので、その前に最後で、もう最後ですよということでお知らせしたりとか、そういったような形をやっていきます。

なので、LINEの仕様上、相手方はどのくらい見ていらっしゃるのか分からないのですが、そういったITのものも使いたいというふうに思っております。

すみません、先ほど私、データヘルス計画第6期というふうに申し上げてしまったんですけれども、第3期でした。申し訳ございません。令和6年です。令和6年には第3期のスタートで、申し訳ございません。よろしくお願いします。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 何か先進的な自治体というところだと、携帯番号が分かるのは、それに案内するという、受診受けてくださいという感じですね。分からないのは通常どおりなので、こういうのも地道にもしかしたら収集していけば、抑制につながっていくのかなと思うんですけれども、その辺についての考えというのは何か、どうなんですか、研究とかはされるということはないんでしょうか。

○西山丈由委員長 国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 ありがとうございます。ぜひ研究させていただきたいと思います。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第2号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論します。

2024年、自治体要請キャラバン資料集によると、2024年4月1日時点の国保税の滞納世帯数は1,385世帯、滞納率は18.6%、およそ5世帯に1世帯が滞納となっています。一般会計からの繰入れを増やすなど、国保税を引き下げる対策を実施して、払える金額にすべきだと考えます。

以上、反対といたします。

○西山丈由委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論も尽きたようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時18分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第4号 令和7年度羽生市介護保険特別会計予算別冊1を議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 高齢介護課長の本間です。どうぞよろしくお願いいたします。

同席をさせていただく職員は、介護保険係長の小野塚です。

○小野塚 祐介護保険係長 介護保険係の小野塚です。よろしくお願いします。

○本間陽子高齢介護課長 収納課長も同席しております。

○水谷幸治収納課長 同席させていただいております収納課長の水谷です。どうぞよろしくよろしくお願いいたします。

○本間陽子高齢介護課長 それでは、着座にて説明に入らせていただきます。

ただいま表示しておりますのが、別冊 1、令和 7 年度羽生市一般会計・特別会計予算書の 21 ページをお開きしております。

議案第 4 号 令和 7 年度羽生市介護保険特別会計予算の総額は、第 1 条のとおり、55 億 3,210 万 8,000 円となっております。これは前年度より 2 億 4,143 万 2,000 円の増額で、増加率は 4.6%となっております。

それでは、資料変わしまして、参考資料をお開きいたします。少々お待ちください。

それでは、ただいま資料は参考資料 1 の 211 ページの歳出のページをお開きしております。

歳出よりご説明いたします。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費 528 万 2,000 円、こちらは介護保険制度の運営に係る経費で、介護保険被保険者証や封筒、制度説明パンフレットなどの印刷製本費や郵便料、システムの使用料などになっております。

続きまして、下のほうになります。第 2 項徴収費、第 1 目賦課徴収費のうち、説明欄の賦課事業になります。こちらの 710 万 5,000 円ですが、第 1 号被保険者の保険料賦課に係る決定通知や納付書などの印刷代、郵便料などの事務的経費となっております。

続きまして、212 ページをお開きいたします。

真ん中より下になります。第 3 項第 1 目介護認定審査会費、こちらは介護認定審査会を開催するための経費になります。

説明欄、介護認定審査会事業のうち、主なものですが、第 1 節報酬 520 万円、こちらは介護認定審査会委員 5 名ですので、全部で 20 名に対する報酬で、認定審査会 80 回分を計上しております。

続きまして、213 ページを今お開きしてあります。

一番上の第2目介護認定調査費の説明欄、介護認定調査事業、こちらになりますが、認定調査員の訪問調査など、介護認定審査に必要な調査を行うための経費になっております。主なものは、第11節の役務費、こちらの医師意見書手数料1,083万5,000円ですが、介護認定審査に係る医師意見書を作成していただくためのもので、年間およそ2,360件分を想定しております。

続きまして、下のほうにまいります。

第2款保険給付費についてですが、保険給付費全体で51億9,322万5,000円で、前年度当初と比較しますと、約4.4%の増額となっております。

説明欄にまいります。

説明欄内の介護サービス等給付費のうち、主なものになります。

第18節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費15億9,814万8,000円は、自宅での生活を支援するための介護サービスとなっております。訪問介護や通所介護などに要する給付費で、訪問系サービスは毎月1,005件、通所系サービスは毎月626人分を見込んでいます。

ページ移りまして、214ページにまいります。

説明欄の上から5個目の施設介護サービス給付費になります。こちらは20億7,642万円、こちらは特別養護老人ホームなどへの入所に係る給付費となっております。まして、保険給付費の約4割を占めております。特別養護老人ホームは毎月387人分、老人保健施設は184人分を見込んでいます。

続きまして、第2項介護予防サービス等諸費ですが、介護になる前の要支援1及び2の方が要介護状態にならないようにするために利用する介護予防サービスの給付費となっております。

説明欄の介護予防サービス等給付費のうち主なものですが、第18節負担金補助及び交付金のうち、1つ目の介護予防サービス給付費4,262万4,000円ですが、こちらは在宅の方が介護予防サービスで通所リハビリに毎月33人分を見込み、ほかに福祉用具の貸与を延べ約2,600件分を見込んでいます。

続きまして、214ページの一番下の第3項高額介護サービス等費になります。

ページ変わりまして、215ページにまいります。

高額介護サービス等費、一番上にございます1億2,390万7,000円は、介護サービスまたは介護予防サービスを利用した際に、利用者の自己負担額が所得に応じた

上限額を超えた場合、超えた部分について保険給付されるもので、高額介護サービス費は、約1万300件分を見込んでおります。

続きまして、中ほどの第5項第1目特定入所者介護サービス等費1億4,792万円についてですが、これは特別養護老人ホームや老人保健施設の入所者、ショートステイの利用者のうち、所得の低い方の負担軽減をはかるため、食費と居住費の自己負担分が一定の限度額を超えた場合、これに対し保険給付を行うものでして、月当たり食費を約400件分、居住費を370件分見込んでおります。

続きまして、ページ変わります。216ページをお開きしております。

216ページの下の方の第5款地域支援事業費になります。こちらが全体で2億4,554万9,000円で、昨年度と比較すると、約10%ほどの増加になっております。

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で日常生活を送れるよう支援する事業となっております。この地域事業費のうちの主なものですが、説明欄にございます一番下の介護予防サービス事業です。

こちらはページをちょっと変わらせていただきます。217ページをお開きします。

一番上の介護予防・生活支援サービス事業負担金、こちらが1億1,829万6,000円、こちらが要支援1、2の方が受けるサービスに係る費用で、ヘルパーサービス、訪問型ですね、こちらを月84件、デイサービス、通所型のサービスになります。こちらは月287件、延べ約4,600件と見込んでおります。

続きまして、真ん中より下になります。第2項一般介護予防事業費のうち、右側の説明欄、地域介護予防活動支援事業になりますが、こちらは要支援、要介護状態になる前から取り組める介護予防事業に係る経費となっております。

218ページをお開きいたします。

説明欄の中ほどにございます第18節のいきいき百歳体操運営補助金157万5,000円、こちらは各地域で実施しているいきいき百歳体操の運営補助金となっております。今年度新たに4会場立ち上がることができまして、実は昨日三田ヶ谷公民館のほうで1つ立ち上がりまして、それで、9地区44会場となりました。来年度は45会場での実施を見込んでおります。

いきいき百歳体操の下にございます地域リハビリテーション活動支援事業になります

が、こちらは先ほどのいきいき百歳体操の普及支援のための経費となっております。

では、219ページをお開きいたします。

上のほうにございます第3項第1目包括的支援事業費の主なものについて申し上げます。

説明欄にございます地域包括支援センター運営事業、こちらの第12節委託料の3つ目、地域包括支援センター運営業務委託料4,800万円ですが、高齢者の総合相談窓口として、東部、南部、西部の市内3か所に設置する地域包括支援センターへの運営委託料となっております。

続きまして、ちょっと下にございます在宅医療・介護連携推進事業のうち主なものですが、220ページをお開きします。

説明欄、一番上にございます第18節の在宅医療・介護連携推進事業負担金401万2,000円、こちらは、医療と介護の連携を強化するために、加須市と共同して北埼玉医師会へ事業委託する費用の羽生市の負担分となっております。

続きまして、その下でございます。認知症総合支援事業ですが、認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう支援するもので、認知症を早期に発見し、必要な支援をつなげる認知症初期集中支援チームなどの経費になっております。

続きまして、下のほうにございます地域ケアになります。こちらは、高齢者の支援事例を基に医療や介護に関わる多職種の方がそれぞれ専門知見から助言などを行い、よりよい支援、ケアの内容を検討する地域ケア会議に係る経費になっております。会議は定期的開催し、研修会も年2回予定しております。

次のページに移ります。221ページです。

221ページの一番上にございます生活支援体制整備事業になります。こちらの委託料796万円ですが、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域の体制をつくるためにやっているものとなっております。

続きまして、その下の任意事業になります。こちらの任意事業とは、地域の実情に応じて、市で行う事業となっております。認知症サポーター養成講座や成年後見制度の支援、ケアプランの点検などがその経費になります。

第19節、真ん中の第19節扶助費の中の成年後見人等報酬助成費172万8,000円ですが、成年後見人の報酬を支払うことのできない低所得の方に対する助成となっております。来年度は9人分を計上しております。

続きまして、一番下の第3目包括的支援・任意事業総務費ですが、包括的支援事業と任意事業に係る人件費となっております。

続きまして、223ページをお開きいたします。

中ほどにございます第6款諸支出金のうち、第1項第2目償還金4,000万円は、前年度の国庫支出金、県支出金の精算金となっております。

以上で歳出の説明を終わりました、続いて、歳入の説明をさせていただきます。

208ページをお開きしております。

上の第1款介護保険料からまいります。介護保険料12億6,335万4,000円は、65歳以上の第1号被保険者の方に納めていただく保険料でして、対象被保険者数1万6,600人、収納率98%の見込みで計上しております。

続きまして、第2款国庫支出金は、国からの負担金及び補助金ですが、事業により国の法定負担額が決まっているものです。

第1項国庫負担金9億1,312万8,000円ですが、こちらは介護給付費に対する国の負担分となっております。

第2項の国庫補助金のうち、第1目調整交付金1億5,579万9,000円は、各自治体の後期高齢者比率や高齢者の所得状況の格差による負担能力を勘案して調整交付されるものとなっております。

第2目及び第3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援事業などの地域支援事業に対する国の法定負担分になります。

続きまして、下のほうにまいります。第3款の支払基金交付金14億4,162万3,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の法定負担分で、社会保険診療報酬支払基金を通して市へ交付されるものです。

続きまして、一番下の第4款県支出金8億745万9,000円ですが、こちらは介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分になります。

ページ移りまして、209ページをお開きしております。

真ん中あたりにございます第6款繰入金ですが、介護給付費と各事業の市の法定負担分で、第1項一般会計繰入金として市の法定負担分8億48万円がこちらになります。

続きまして、210ページをお開きいたします。

一番上にございます第2項基金繰入金、そして介護保険事業計画にのっとり、介護給付準備基金から3,000万円取り崩しているものとなっております。

第7款繰越金4,536万6,000円は前年度からの繰越金になります。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業についてお伺いします。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 来年度の重点事業ですが、引き続き、いきいき百歳体操を中心とした介護予防事業のさらなる推進を予定しております。いきいき百歳体操の場所というのが、これで44か所市内にございますので、そこを拠点としまして、国保年金課、健康づくり推進課と連携し、高齢者の保健事業と介護予防の具体的実施事業の推進を行なっていく予定となっております。

また、今年度から始めましたボランティアポイント事業、こちらが大分皆さん一生懸命やっけていただいていますので、そちらも継続しまして、いきいき百歳体操の担い手の確保もしてまいりたいと考えております。

次に、任意事業にございます認知症サポーター養成講座、こちらも引き続き行なってまいります。キャラバンイベントの人数がちょっと限られているというお話をさせていただいているんですが、こちらでも確保できるように努めてまいりまして、市の職員も定期的に受けるように進めてまいりたいと思います。ちなみに職員は、約8割の受講人となっております。

それと、介護給付費に関してなのですが、やはりこちらでも過大にならないように、もちろん過少でサービス提供が本人の合ったものになるように、適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○西山丈由委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 私ちょっと確認もあるんですけども、先ほど課長、この介護保険の対象者数が1つと、年齢的に、これは亡くなるまで払い込むのか、その辺のちょっと確認をしたいんですけども、これ人ごとでなく、私のことですから。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 保険の対象者数でよろしかったでしょうか。

介護保険をお支払いいただいている人数、予算想定……

〔「介護保険の対象者」と呼ぶ者あり〕

○本間陽子高齢介護課長 介護保険対象者は65歳以上、1万6,600人と見込んでおりまして、保険料のお支払いは、お亡くなりになるまで続くものです。

○西山丈由委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 皆さんが該当する人少ないからあれだけども、年々この人数、変化があるんでしょうかね。この3年ぐらいの、分かれば。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 変化のほうはございまして、ここ3年で申し上げますと、令和4年の例えば12月末ですと、1万6,354人だったところ、1年後は1万6,515人、さらに1年後は1万6,567人ということで微増しております。特徴的なのは、65歳から75歳未満の人数と、75歳以上の人数が、今までは75歳以上のほうが少なかったのですが、令和4年を境に逆転しておりまして、今は75歳以上のほうが、人数が多くなっております。このような傾向でございます。

以上です。

○西山丈由委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 団塊の世代の関係なんでしょうか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 そのとおりでございます。

○松本敏夫委員 結構です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

昆委員。

○昆 佳子委員 220ページの認知症総合支援事業の中で、認知症初期集中支援チーム検討委員の9人というところなんですけれども、前年度6人だったかと思うんですが、3人増えた理由というのを教えていただけませんか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 初期集中支援チーム検討委員会には、認知症の専門としました認知症の専門チームでございます。

失礼いたしました。認知症地域支援推進員が今度の検討委員会の中に入っているのですが、この人数が増えたことや、あと2名ですね、お調べして、プラスの分をお答えい

たしますので、失礼いたします。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 この事業が早期発見、認知症の早期発見のためにやっていくことだと思うんですけども、ちょっと詳細を教えてくださいませんか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 初期集中支援チーム検討委員会と言いますが、初期集中支援をしました事例の情報共有をするチームになります。実際専門の先生と看護師さんが、もし心配な方がいますとなりましたら、職員と一緒に訪問しまして、その認知症の状態をおうちで見させていただいたりして、ご家族の状況確認ですとか、受診につなげていくですとか、そのようなことを実施しております。先生が行なってくれるのが、年に二、三件ほどでございますので、その状況を皆さんに情報共有して、その方にとって最適なのかということを、この中でまた話し合いをしていただく検討会議になってございます。以上でございます。

○西山丈由委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 その3人プラスされたということは、より専門の方を入れて、より、その早期発見につながるような対策を検討するということでしょうか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 医師や看護師や職員が一旦介入した方たちの事例を基に検討しますので、そのご家族のどんな状況であるかや、どのような支援、サービスにつなげるのが良いか、施設に入れるのが最適かなど、どうすることがこの方にとって一番いいかということを検討する場ではございます。早期発見された方を、どう支援するかを検討する場でございます。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 220ページの認知症カフェ運営補助金というのが20万円から30万円に増えていて、何か開催場所とかが、箇所が増えたり、回数が増えたりとか、どういう内容なのかお伺いいたします。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 認知症カフェは、コロナが明けてから1団体だけがやっていたのですが、コロナ前は3か所でやっておりました。徐々に本年度から場所が増えました

のと、コロナ前に戻りつつありまして、来年度は定期的に3か所で行えるようになりますので、金額のほうが増えています。

以上でございます。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 全体的に回数も増えるという形になりますか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 回数のほうは30回を予定しておりまして、3団体が合計30回です。1団体が、皆さんが同じ回数やるというのではなくて、例えば、みんなのちから笑顔会という団体さんは、毎月1回行なっております。もくせいの里さんは定期的に、いつというのはまだ決めていないんですが、実施するということなので、全部で30回を見込んでおります。

以上です。

○西山丈由委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、ひとつ教えてください。

予算の中のどこかというわけではなくて、説明の中で低所得者の方がいた場合はというような予算がいろいろあるかと思うんですけども、低所得者の定義を教えてくださいんですけども。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 低所得者と言いますと、生活保護世帯ですとか、後は世帯が非課税かという世帯の方を低所得者とまとめて表現させていただいています。

以上です。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 はい、分かりました。

資産を持っている人でも、税金を納めていなければ低所得者と認定しているという理解でよろしいですか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 基本的はそのように認定をしておりますが、中には通帳の残高ですとか、その資産を調べて支援するものの中にはございます。

○西山丈由委員長 川田委員。

○川田真也委員 はい、分かりました。

ぜひ、この介護保険にとらわれず、先輩方を前にして非常に言いづらいんですけども、我々よりも資産を持っている年配の方というのは非常に多いですね。収入がないので低所得者だと、収入がないから低所得者なんで、例えば給付金だか、補助金だとかが低所得者なんだけれども、もらえるんだよと言うんだけれども、資産いっぱいあるのになと思うことが我々現役世代としては非常に思うことがあるので、その辺はきちっと資産を見るというのも非常に心が引けて難しいところがあるかと思うんですけども、やはり必要なところに必要な手当が行くように、今後いろいろ研究していただければと思います。こんな質問をさせていただきました。

以上です。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ほかにほかにありませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 213 ページの上のほうにあります会計年度任用職員が8人になっているんですけども、令和6年度は9人だったと思うんですよね。減った理由というのは、どうして減ったのか、業務効率化されたのか、何か仕事量が減ったのか、どういうことなのかお伺いいたします。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 ただいま213ページの介護認定調査事業のところの第1項報酬、会計年度任用職員報酬8人、こちらのことだと思われませんが、こちらが介護認定調査を行う調査員さんになりまして、調査員さんは今まで8名近くいて、そのプラス事務をやる専門の方がいらっしゃったのですが、最近辞められる方も多くて、実際、今4名で調査員さん動かしております。ただ、4名ですと、申請も増えてきていますので、来年度からはプラス2名雇用する予定でして、できれば、あと7名までは欲しいなということで予算計上のほうをさせていただいております。7名プラス事務の方1名ということで8名です。

以上です。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 先ほどの昆委員の質問に対しまして、後ほど調べてみるとありましたけれども、この第4号議案が終わってからでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休 憩

午前10時59分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号 令和7年度羽生市後期高齢者医療特別会計予算別冊1を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

国保年金課長。

○加藤昌英国保年金課長 国保年金課の加藤でございます。改めまして、よろしくお願います。

同席職員紹介させていただきます。

後期高齢年金係長の山畑でございます。

○山畑佳菜後期高齢年金係長 山畑と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤昌英国保年金課長 それでは着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号 令和7年度羽生市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

今、画面のほう、説明書の231ページ、歳出のところを今開かせていただいています。

こちら合計額のほうを見ていただければと存じます。予算総額15億1,913万4,000円であり、前年度と比べますと、3,446万5,000円、2.3%の増額となっております。主な要因は、被保険者の増による広域連合納付金の増、こちらで言いますと、上から2つ目になります3,255万2,000円、この分が大きく増えてございます。令和7年度は、2025年問題と言われておりました。団塊の世代の方が75歳以上の高齢者になるということで、医療や介護の社会保障費の増大が懸念されていたという、そういった時代がついにやってまいりました。

本年1月末現在の被保険者数8,904人、羽生市の人口の6分の1に当たります。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

まず、右側の説明欄、総務一般経費のうち、主なものについてご説明申し上げます。

11節役務費、郵便料387万円は、被保険者証の一斉切替えや高額療養費申請書等の送付に係る郵便料でございます。今回、被保険者証が資格確認書に変わる、こちらのほうもまた影響しておりまして、例年と比較して91万5,000円の減となっております。これも紙の保険証の廃止で、簡易書留で郵送していたものを特定記録郵便物で送るということで、予算のほうを下げていったというものでございます。

ただ、実はこちら予算の積算上、後期高齢者の方の資格情報のお知らせという紙が行くんですけれども、実は今年度、後期高齢者の方は資格確認書のみを送るということで、間違いなく資格情報のお知らせという通常の紙ですと分からなくなってしまうのではないかと国のほうが懸念されて、全て資格確認書を送ってくれということで、現在そういった形であるんですが、令和6年度、今現在、そういった形でやっております。

また、国が方針を継続する可能性も踏まえまして、郵便料自体は少しその分を上乗せして、足りなくならないように積算をしておるものでございます。

続きまして、こちら保険料徴収事業のうち主なものといたしまして、こちらやはり11節役務費、郵便料177万9,000円は、逆に44万5,000円の増となっております。こちらは郵便料の単価、それから被保険者の増によって増えているものでございます。

ページをちょっとめくらせていただきます。次のページ235ページのほうにお開きしております。

保険料納付事業、こちらは、8億3,004万6,000円は、保険料納付金として、埼玉県後期高齢者医療広域連合から示された金額です。

続きまして、広域連合運営事業の後期高齢制度負担金として医療費の負担分、12分の1が6億1,055万9,000円、それから広域連合事務費負担金が2,101万円、こちらもそれぞれ広域連合の指示額となっております。

続きまして、◎後期高齢者保健事業のうち、主なものについてご説明いたします。

12節委託料、健康診査等委託料4,043万1,000円については、受診者数を3,500人と見込みまして積算しております。、前年と比較しますと、147万8,000円の増になっております。要因につきましては、被保険者の増による受診者の増を見込んでございます。

続きまして、人間ドック等助成金340万円については、受診者数を人間ドック150人、それから脳ドックを20人で見込んでおりまして、計上してございます。

続きまして、◎保険料還付金及び還付加算金102万円は、後期高齢者医療保険料の還付金として100万円、還付加算金として2万円を計上したものでございます。

続きまして、歳入のほうについて説明申し上げます。

ページ戻りまして、232ページ、今、お開きしております。

左上になります。初めに、第1款後期高齢者医療保険料6億5,887万4,000円は、被保険者の皆様に納付いただく保険料です。こちらも埼玉県後期高齢者医療広域連合の指示額を基に計上しております。

続きまして、第3款繰入金のうち、一般会計繰入金のうち、第1目後期高齢者医療費繰入金6億1,055万9,000円は、広域連合の積算によって羽生市分の総医療費の10分の1を市の負担分として計上したものです。

続きまして、第2目保険基盤安定繰入金1億7,117万円は、低所得者に対する保険料軽減分で、広域連合の指示額を計上したものです。

続きまして、第3目事務費繰入金7,018万1,000円は、広域連合の事務費に係る市の負担分及び後期高齢者医療事業に係る事務費に対する一般会計からの繰入金です。

続きまして、諸収入のうち、償還金及び還付加算金102万円は、過年度分の保険料、歳出還付についての還付金加算金について広域連合から収入するものでございます。

次のページにめくらせていただきます。

第3項広域連合補助金432万8,000円は、人間ドック等助成金などに対し広域連合から補助されるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○西山丈由委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時07分 休 憩

午前11時09分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号 羽生市手話言語条例を議題といたします。

社会福祉課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 社会福祉課長の一ノ瀬です。よろしくお願いします。

同席の職員は、障がい福祉係長の梶原です。

○梶原めぐみ障がい福祉係長 障がい福祉係の梶原です。よろしくお願いいたします。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第12号 羽生市手話言語条例について説明申し上げます。

こちらの条例の制定の趣旨につきましては、条例の前文にも係っているところなんです。すが、手話が言語であるとの認識に基づきまして、手話に対する理解を深め、これを強く普及する。また、これとともに、手話を使いやすい環境を整えることにより、ろう者、難聴者、中途失聴者の方やそのご家族、関係者をはじめとしまして、全ての市民が共生することのできる社会を実現するため制定するものと考えております。

条例の法制としましては、まず、今申し上げましたような条例制定の趣旨を示しまして、第1条に目的、次に、第2条へ基本理念、第3条、市の責任、第4条、5条で市民や事業者の役割、第6条で方針の確定、こういったものを定めまして、全9条の規定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

松本委員。

○松本敏夫委員 これ手話の人数というのは、羽生市はどのくらいいるんですか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 後ほど確認しまして、よろしいでしょうか。

○松本敏夫委員 結構です。

○西山丈由委員長 ほか。

中島委員。

○中島直樹委員 これ手話というのは障がい者福祉とかと言ったときに、割と障がい者福祉に関わるときに、いわゆる健常者と言われている人が、何というのかな、そっちの業界、目の見えない人、耳の聞こえない人、車椅子というのが障がい者と言ってイメージすることだと思うんですね。

そういった中で、よく子どもたちが小学生のとき、手話をつけたコーラスをすることかというのがありました。過去、私の世代で、多分、一ノ瀬課長もその世代と思うんだけど、星の金貨というのがありましたよね、ドラマが。あれで酒井法子さんが手話やってとか、あと、愛していると言ってくれというんで、あれも男の人が、耳が聞こえなくてというんで手話がというんで、最近もそういうのがあるんですか、最近のドラマ。サイレントとかもそうだった。全然最近テレビ見ないで分からないですけども、そうだった流れの中で、ちょっとブーム的なところが過去にもあったと思うんですよ。

そういった中で、今、この条例を羽生市がつくる意味というのは、つくるに至った経緯を知りたいというのが1つと。あと、近隣自治体の状況というのを教えてください。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 この条例の制定につきましては、令和4年6月に羽生市聴覚障害者協会、それから羽生市手話サークルから手話言語条例制定を求める要望書が市長宛てに提出されました。その後、職員も全日本ろうあ連盟が主催する研修会などに参加しまして、また、近隣等の状況の確認等も行いながらも事務を進めまして、今年度条例制定に向けて具体的な事務を進めて、今回上程させていただいたような経緯となっております。

また、近隣の状況はですが、埼玉県では、今現在48市町が制定となっております、お隣の加須市、行田市も制定となっております。全国的に見ると519市区町村、約3割なんですけど、埼玉県は7割以上は制定しているような状況で進んでいるような状況となっております。

以上です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 羽生市がちょっとその点が遅いのかなという印象を受けたんですけども、ちょっと蛇足的な意味もあるけれども、埼玉県が結構進んでいるという状況というのは、その背景になるのかというのは承知されていますか。

○西山丈由委員長 社会福祉課長。

○一ノ瀬元章社会福祉課長 埼玉県は進んでいる理由につきましては、その聴覚障害者の協会の方々の活動が盛んなのかというふうには考えております。県によっては、1団体も制定していないところもありますので、やはりほかのところを見ますと、団体さんからの議会への働きかけですとか、そういったものがあつたりというのは埼玉県内ではあ

りまして、そういったところで埼玉県は進んでいるのかなというふうに思っております。
以上です。

○中島直樹委員 はい、了解しました。

○西山丈由委員長 ほかにはございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽いたと思うので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休 憩

午前 11 時 20 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 19 号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

児童保育課に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 健康福祉部長の塚本でございます。

児童保育課長の鈴木は、所用がございまして、代わりに私のほうが進めさせていただきます。

同席させていただきます職員を紹介いたします。

児童保育係長の高田です。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願いいたします。

○塚本 恵健康福祉部長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第19号 羽生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案の第19号を御覧ください。

今回の改正は、栄養士法の改正に伴い、従前では、管理栄養士国家試験が、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、栄養士法改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得は不要となったことを踏まえ、事業所の運営に関する要件等においては、栄養士の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても、同要件を満たすことができることとするものでございます。つきましては、案文のとおり、改めようとするものでございます。

以上、議案第19号について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの部長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

中島委員。

○中島直樹委員 確認なんですけれども、管理栄養士資格を持たない栄養士、管理栄養士の資格を持たない栄養士でも、管理栄養士の業務を行えるための条例改正という理解でいいんですか。

○西山丈由委員長 健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 これは若干違いまして、これはやはり栄養士法の改正がありまして、栄養士の免許を受けた方を設置しなくてはいけないという決まりがございますが、その際に、栄養士法が変更になったところ、もともと管理栄養士の国家試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったというところがあったんですが、今回は改正に当たりまして、栄養士免許を持たなくても管理栄養士であれば、管理栄養士の養成施設の卒業者については、栄養士の免許はなくてもいいというふうに変更になりまして、ちょっとややこしいんですが、直接、この家庭的保育事業と、すぐちょっと遠いような感じではあるんですけれども、家庭的事業の配置する職員というところ

ろで栄養士という規定がありますので、その法が変わったことによって、細かい部分
なんです、変更になるということになります。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 医学部を卒業しているけれども、お医者さんではありませんというよう
な感じですね、その管理栄養士に関しては。

○西山丈由委員長 健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 管理栄養士は国家資格ではあるんですが、栄養士が国家資格で
はないという、その辺もちょっと難しいところであります。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これはどういったことを想定しての条例改正、法が変わったから条例も
併せるという理解でいいのかな。何か社会的情勢で、A I が普及することによって、栄
養士なんていうのが職業として、資格として必要なくなるのではないかなんて言われた
りとかするのは、また全く別な話という理解でよろしいんですかね。

○西山丈由委員長 健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 こちらに関しては、やはり栄養士法が、上位法が改正された
というところが大きいということになっております。

○中島直樹委員 了解しました。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 ちょっと参考までにお聞かせ願いたいんですが、栄養士の資格を持っ
ていなくても、管理栄養士の資格を持っていれば栄養士とみなすと。たまたま4月から、
女子栄養大学を卒業して管理栄養士だという、その資格を持つ子が入職予定なんです
が、このままでは、例えば栄養士の資格をひよっとしたら持っていないかもしれないで
す。その者は管理栄養士の資格を有してから栄養士とみなすと、こういう解釈でよろしい
ですね。

○西山丈由委員長 健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 そのとおりでございます。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ほかに。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、参考までになんですが、家庭的保育事業者、羽生市では何件ぐらいあって、何名ぐらいの子どもが保育されているか教えていただけませんか。

○西山丈由委員長 健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 羽生市内におきましては、家庭的保育事業等施設はございません。

○川田真也委員 はい、分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 ならば、その家庭的保育事業というのは、どういう事業のことを具体的に言うんですか。

○西山丈由委員長 健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 こちらに関しては、小規模保育事業、それから居宅訪問保育事業、あと事業所内保育事等は該当になります。

○西山丈由委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きましたので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 28 分 休 憩

午前 11 時 32 分 開 議

○西山文由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢介護課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 先ほどの訂正をさせていただきます。

認知症初期集中支援チームの検討委員の人数の変更の関係ですが、正確には人数は変わっておりませんで、6年度の当初の予算書のほうで6人となっていたのが、報酬が実際出る人数の6人と表示しておりました。ただ、令和7年度の表示につきましては、報酬出る、ない中のきちっと人数を書くようにという、統一したことになりましたので、チームの人数は変わっておりませんでしたので、訂正いたします。失礼いたしました。

○西山文由委員長 それでは、議案第22号 羽生市ねたきり老人等貸おむつに関する条例を廃止する条例について、高齢介護課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 高齢介護課長の本間です。よろしくお願いいたします。

同席する職員は、高齢福祉係長の間篠です。

○間篠雄介高齢福祉係長 間篠です。よろしくお願いいたします。

○本間陽子高齢介護課長 着座にて失礼いたします。

議案第22号 羽生市ねたきり老人等貸おむつに関する条例を廃止する条例について説明いたします。

ただいま画面のほうに議案第22号を表示しております。

本制度は、在宅で要介護度が高い高齢者などに対し、布おむつを貸与することにより、ご自宅での介護を支援するもので、昭和60年に制度化されたものでございます。条例の制定後、平成19年度までは布おむつの貸与の実績がございましたが、その後の申請はなく、今後も布おむつの貸与の利用者が見込めないことから、また、類似する事業が安定して運営できていることから、本制度を廃止するものです。

なお、類似した事業とは、羽生市家族介護用品支給事業で、平成12年から実施しております。この事業は、在宅で要介護度が4または5の高齢者を介護する家族に対し、

毎月1回紙おむつまたは紙パンツと尿とりパットを自宅に配送する事業で、こちらのほうが安定的に行われております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

松本委員。

○松本敏夫委員 これは、つまり、この条例分だけ出ているんだけど、これ議案説明でちょっと触れたと思ったんですよ、この案件は。そのときに、私もちょっと、これからだんだん年齢取っていきますからあれですけども、過去からの条例、説明を聞いたとおりなんですけれども、布を出していたと。紙に変えてやっていきたいということなんですけれども、紙のほうの条例という、その配布は、これは廃止になっても続けるんですか、そこが。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 布おむつのレンタルというのはなくなりますが、紙おむつの支給ですね、そちらのほうは引き続き行なってまいりますので、また、こちら羽生市家族介護用品支給事業実施要綱ということで、要綱で定めておりまして、無料で支給をしております。条件がございますが、支給のほうを行なっております。引き続きこちらのほうは実施してまいります。

○西山丈由委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 もう一つ、いいですか。

これ等級によるんですか。その確認だけ。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 介護度が高い4または5、ほぼねたきりの方の介護をおうちでやる場合でして、また、さらに非課税の方ということで条件のほうはつけさせていただいております。

以上でございます。

○松本敏夫委員 はい、分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 36 分 休 憩

午前 11 時 37 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 11 号 令和 6 年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）別冊 5 を議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 引き続き、高齢介護課長、本間です。よろしくお願いします。

同席するのは、介護保険係長の小野塚です。

○小野塚 祐介護保険係長 介護保険係の小野塚です。よろしくお願いします。

○本間陽子高齢介護課長 着座にて失礼いたします。

ただいま画面のほうで議案第 11 号 令和 6 年度羽生市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）のページになっておりまして、別冊 5、31 ページをお開きしております。

今回の補正は、介護保険給付費等が当初予算の想定していた額より増加する見込みであることから、1 億 7,750 万円の増額補正をするものとなっております。

これらの補正額を算出する際は、12 月末までの支出額から、その数字から年度末ま

で、あとどのくらい支出が想定されるかを計算しまして、当初予算額と比較した差額を不足額として補正で対応するものとなっております。

まず、一番上の第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス等給付費ですが、説明欄にございます介護サービス等給付費、第18節のうち主なものは、1つ目の居宅介護サービス給付費について申し上げます。

当初15億5,819万1,000円の支出を想定しておりましたが、年度末までにおよそ6,100万円の不足が生じると想定されることから補正するものとなっております。

続きまして、第2項介護予防サービス等諸費についてですが、説明欄にございます第18節の1つ目、介護予防サービス給付費は、当初2,831万1,000円で見込んでいましたところ、年度末までにおよそ1,750万円の不足が生ずると見込まれたことから補正するものとなっております。

続きまして、ページの下の方になります5款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費のうち、第1目サービス事業費ですが、当初1億1,819万円見込んでおりましたが、年度末までにおよそ1,250万円の不足が生じる見込みであることから、増額を補正するものとなっております。

続いて、前のページ、30ページの歳入の画面に移ります。

一番上にございます第2款国庫支出金は、事業費に対する国の法定負担分で3,105万円の補正増となります。

次に、第3款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金を通して、市へ交付される40歳から64歳までの方の保険料の法定負担分で、4,792万5,000円となっております。

第4款県支出金は、事業費に対する県の法定負担分で、2,413万6,000円の補正増となっております。

真ん中より少し下になります第6款繰入金は、市の一般会計から市の法定負担分2,218万7,000円と基金からの繰入金2,470万円になります。

最後に、一番下にございます第7款繰越金は、65歳以上の方の保険料分などについて、前年度繰越金を充て、充当するものとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西山文由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

丑久保委員。

○丑久保恒行委員 当初の予定よりも介護給付等の方が大幅に増加したと、この大幅というのは、どのぐらいの人数が増えたんですか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 例えば、訪問サービスになりますと、推計がちょっと細かい数字になりますが、想定が予算では8,892件を想定していましたところ、およそ倍の、倍ではないですけども、1万2,178件になるであろうと推計がされており、その分の増額が必要になりました。

それと、例えば、介護予防サービス費の中の介護予防福祉用具貸与というのがございます。こちらも当初では1,872件の予想をしておったのですが、このままですと年度末まで2,392件になるであろうと推計され、その分の増額が必要になってまいりました。大きいものですと、このような増額がございます。

以上でございます。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 約8,000件から約1万2,000件、かなり大幅な増加ということとは想定できるわけです。それは何か特別な理由といたしますか、当初の見込みと比べて、8,000件から1万2,000件ということは、かなり大幅な増加なんですけど、特別な理由といたしますか、あるいは、介護予防福祉用具貸与も約1,800件から約2,300件、500件余り増えている。特別な理由というのは、根拠というのは、どんなところにあるんですか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 介護予防の関連のサービスになりますと、コロナの関係で、今まで介護予防ですと、コロナで利用を控えていた部分が元に戻っていたというのもございます。施設に通所とかそういうものをちょっと控えていたんですけども、コロナも落ち着いてきたから、じゃ再開してみようかということで、確実に数字が上がっているのはございます。その分も見越してはいたんですが、それ以上の利用のほうがあったという現実がございます。

介護のほうですが、今、先ほど訪問のほうのお話をさせていただいたのですが、実際、当初の見込みより37%ほど不足が生じる状況になっておりまして、明確な原因という

のは見えてはいないのですが、恐らくサービスを活用することがかなり定着して、今まで利用者さんの中にはなかなか必要なのに利用しない方というのはいらっしゃいました。そういう方を地域包括ですとか、ケアマネさんとかが上手に利用サービスのほうにつなげているのが大分スムーズに行なっていますので、そういうことで、本当に必要な方にはサービスが届いているのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 インバウンド効果と、今後状态的に利用する方は増えると、コロナが癒えたのでという捉え方でよろしいわけですね。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 介護予防に関しては、利用者さんの意識が高くなってきているのも感じておりますので、今後も利用は増えていくことが考えられます。

ただ、当初予算のときもその話をさせていただいたのですが、それが適当かどうかというチェックの機能というのは、引き続き利用の目を光らせる必要はございますので、ケアマネージャーとか地域包括のほうには適正利用のことについては、引き続きお話のほうをさせていただければと思っております。

以上です。

○西山丈由委員長 丑久保委員。

○丑久保恒行委員 介護保険会計は、大幅に悪化するということが想定できるわけですから、そこのチェックはしっかりといただければと思います。お願いいたします。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長 挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 47 分 休 憩

午前 11 時 48 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 9 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算（第 9 号）別冊 5 のうち、高齢介護課所管部分について、第 2 条繰越明許費の補正を含めて、高齢介護課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 引き続き、高齢介護課長、本間です。よろしくお願いいたします。

同席します職員は、高齢福祉係長の間篠です。

○間篠雄介高齢福祉係長 間篠です。よろしくお願いいたします。

○本間陽子高齢介護課長 着座にて失礼いたします。

議案第 9 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、高齢介護課所管の部分について説明いたします。

別冊 5、令和 6 年度羽生市一般会計・特別会計補正予算及び説明書の 10 ページを開きしております。

第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 3 目老人福祉費及び第 5 目老人憩の家費ともに、照明器具 LED 化工事請負費となります。現在使用している蛍光灯は、近年中に製造中止となるため、もくせいの里が 6 万 8 千 200 円、憩の家が 2 棟分で 1 万 9 千 300 円計上し、実施するものです。

以上で説明を終わりにします。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

次のある方は順次発言を願います。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 大体箇所数としてはあれですか、どれぐらいな金額なんですか。2棟分というと。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 憩の家で、手子林の憩の家と井泉の憩の家、1棟ずつになります。もくせいの里に関しましては、部屋が、9部屋個室がございますので、9部屋プラス台所、居間、トイレ、玄関、廊下、こちらのほう全ての照明器具になります。

以上です。

○西山丈由委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、積算とかというのはどんな感じなんですか。1か所当たりこれぐらいだから、そんな感じの積算なんでしょうかね。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 手子林に関して言いますと、大体和室が45万4,000円ほどかかっておりますので、井泉憩の家のほうは63万8,000円ということで、大体和室3部屋で見積もりの結果、一律の金額ではないのですが、参考として今回上げさせていただきます。

以上です。

○柳沢 暁委員 はい、分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑は。

松本委員。

○松本敏夫委員 68万2,000円、もくせいの里でこれ補正が上がっていますよね。

このLEDは私が記憶だと、半分、2分の1が補助対象だと思うんですけども、これ私が間違ったのか、それはちょっとあれなんですけれども、確認のために教えてもらいたいんですけども、2分の1だと思いましたよ、たしか。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 今回はこちらの財源のほうが公共施設LED化事業債ということで、もくせいの里の68万2,000円ですと、60万円充当するという形を考えておりまして、それは両方とも公共施設LED化事業債を活用するというところで、ほかの施設と併せて予定しております。30%は交付税措置はございます。

よろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 これはLEDだから、普通の照明よりLEDに替えるということなんですけれども、その照明器具が古くもなってきたしというところで、LEDに替えましょうと、LEDに替えることによってランニングコスト、そんな、電気代も今高騰しているから侮れないですけれども、ランニングコストも低くなるだろう、どうせ付け替えるんだったら、その交付税措置が30%、交付税のメニューの中に今30%あるから、老朽化している照明器具を替えてしまおうという趣旨で理解してよろしいんですかね。

○西山丈由委員長 高齢介護課長。

○本間陽子高齢介護課長 実は、蛍光灯の製造がもう中止になるということで、LEDしかいずれは使えなくなってしまうので、この機会に替えていこうということで一気にやってみよう。

以上でございます。

○中島直樹委員 了解です。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後1時から行いますので、よろしくお願いします。

午前11時55分 休憩

午後 1時02分 開議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質問に対して、社会福祉課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

社会福祉課長

○一ノ瀬元章社会福祉課長 午前の説明の中でご質問、聴覚障がい者の数につきまして申

上げます。

令和6年1月1日付の聴覚障がいによって手帳をお持ちの方は133名の方がいらっしゃいます。

以上です。

○西山丈由委員長 暫時休憩します。

午後 1時03分 休 憩

午後 1時03分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号 児童保育課所管部分について、第2条繰越明許費の補正を含めて、児童保育課に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

健康福祉部長。

○塚本 恵健康福祉部長 健康福祉部長の塚本でございます。

午前中に引き続きまして、児童保育課長の鈴木が所用にして不在でございますので、私のほうが代わりに説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。

児童保育係長の高田でございます。

○高田利泰児童保育係長 高田です。よろしくお願いいたします。

○塚本 恵健康福祉部長 よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、令和6年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書、議案第9号のうち。歳出の10ページを御覧ください。

中段にございます◎民間保育所助成事業についてご説明申し上げます。

18節負担金補助及び交付金の補助金419万3,000円につきましては、保育所等の物価高騰対策運営支援補助金は、光熱費や食材費の高騰が続いていることから、この状況を緩和するため、昨年度と同様に県と連携して民間保育所、認定こども園、幼稚園の運営を支援しようとするものでございます。

なお、本事業は、県の保育所等物価高騰対策給付金事業補助金及び国の物価高騰対策応援重点支援地方創生臨時交付金を財源として活用し、全額を賄おうとするものでございます。

次に、◎子ども・子育て支援事業について、１８節負担金補助及び交付金の補助金３０万円について申し上げます。

これは数年で実施しているフードパントリー事業及び子ども食堂事業で、フードパントリー事業は２団体に、子ども食堂は４団体に５万円ずつ助成を行うものでございます。

なお、本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金１０分の１０を財源として活用するものでございます。

続きまして、第４目学童保育施設費、◎学童保育施設一般経費について、１８節の補助金８万６，０００円について申し上げます。

◎民間保育所助成事業でも説明しました物価高騰対策と同様に、光熱費の高騰対策として、民間の学童保育室の運営を支援しようとするものでございます。

なお、本事業は、県の放課後児童クラブ物価高騰対策給付金事業補助金及び国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として活用し、全額を賄おうとするものでございます。

なお、この３つの事業につきましては、令和６年度内の完了が困難なため、繰越明許を併せて設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○西山丈由委員長 ただいまの部長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 １時０６分 休 憩

午後 １時０８分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、健康づくり推進課所管部分について、第2条繰越明許費の補正を含めて、健康づくり推進課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

健康づくり推進課長。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 健康づくり推進課長の渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。

また、同席している職員を紹介いたします。

健康づくり推進課健康づくり推進係長の齋藤でございます。

○齋藤知宣健康づくり推進係長 齋藤です。よろしくお願いいたします。

○渡邊泰弘健康づくり推進課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

令和6年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書説明書別冊5の10ページを御覧ください。

令和6年度一般会計補正予算（第9号）、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健センター費、保健センター一般経費、第14節工事請負費、保健センター照明器具LED化工事請負費58万3,000円につきましてご説明を申し上げます。

こちらは、電気料の抑制と脱炭素化対策を目的に、保健センターの照明をLED化する工事費用でございます。保健センターの照明のLED化につきましては、令和3年度から毎年実施をしております、今回は保健センター1階の事務室の照明を工事するものでございます。

なお、この事業につきまして、令和7年度に迅速に実施するため、繰越明許で補正をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○西山文由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○西山文由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 1時10分 休 憩

午後 1 時 1 4 分 開 議

○西山文由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 9 号、建設課所管部分について、第 2 条繰越明許費の補正を含めて、建設課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。

同席する職員を紹介させていただきます。

道路街路係長の萩原でございます。

○萩原拓史道路街路係長 萩原です。よろしくお願いいたします。

○横田徳司建設課長 着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第 9 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、建設課が所管します事業についてご説明いたします。

資料の別冊 5、令和 6 年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書（議案第 9 号～議案第 11 号）の 12 ページをご覧ください。

こちら説明欄下段の◎道路新設改良事業 5、300 万円及び一番下の◎公園整備事業 1、420 万 3,000 円についてご説明いたします。

なお、4 ページの第 2 表繰越明許費補正の追加分、5 ページに移りまして、第 8 款土木費、第 2 項道路橋りょう費、道路新設改良事業 5、300 万円及び第 3 項都市計画費、公園整備事業 1、420 万 3,000 円と、こちら記載のとおり全額を繰越明許費として上程させていただいております。

参考資料 4、補正予算の概要の 24 ページをご覧くださいと思います。

24 ページ、左側の道路新設改良事業 5、300 万円は、令和 7 年度当初予算と併せた一体的な予算として、地区要望 14 地区分の舗装工事を行うものです。

なお、特定財源として、地方道路等整備事業債 4、770 万円を充当しております。

工事箇所につきましては、資料、議案第 9 号 令和 6 年度一般会計補正予算繰越明許費道路新設改良事業箇所図をご確認願います。舗装工事 14 か所分となっております。

参考資料 4、補正予算の概要の 24 ページに戻りまして、右側の公園整備事業

1, 420万3, 000円は、令和7年度当初予算と併せた一体的な予算として、県営北袋団地北側付近の中川遊歩道に隣接する緑地の再整備及び中央公園でインクルーシブ遊具を設置するものです。公園整備等設計業務委託料100万3, 000円は、緑地再整備工事の設計図書作成に要する委託料の計上です。公園整備等工事請負費1, 320万円は、緑地の再整備及びインクルーシブ遊具設置に係る工事費の計上です。

以上、建設課が所管します事業についてご説明させていただきました。ご審査よろしくをお願いします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言をお願いします。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午後 1時18分 休 憩

午後 1時20分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、企業誘致推進課所管部分について、第2条繰越明許費の補正を含めて、企業誘致推進課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

企業誘致課長。

○落合博明企業誘致推進課長 企業誘致推進課長の落合でございます。

着座で失礼いたします。

それでは、議案第9号 令和6年度一般会計補正予算のうち、企業誘致推進課所管分についてご説明いたします。

資料につきましては、別冊5、令和6年度一般会計補正予算説明書12ページ下段となります。

第8款土木費、第3項都市計画費、第1目都市計画総務費、企業誘致推進事業、第12節委託料、企業誘致関連施設整備測量設計等委託料1, 692万1, 000円につ

いてでございます。

参考資料の4、補正予算の概要をご覧ください。

23ページになります。

上岩瀬地区の東日本積水工業株式会社が令和4年撤退した土地でございますが、もともとは羽生プラスチック株式会社のあった土地でございます。敷地規模につきましては7ヘクタール、市内の高台にあることから、水害対策の面において希少性が認められる土地でありまして、事業用地として非常にポテンシャルが高い土地でございます。こういったことより、進出したい企業から問い合わせがございますが、アクセス道路の幅員が狭く、大型車の出入りが不便になることから、企業誘致が難しい状況でございます。

そこで、民間企業跡地への有効な企業誘致のマッチングを進めるため、敷地へのアクセス道路、1級市道0137号線を先行的に整備することが企業誘致につながるものと考えておりまして、アクセス道路の整備を予定したものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

松本委員。

○松本敏夫委員 これは道路の真ん中に木がどんと立っていたところだよね。そうですね。あれはどうなりました。そのところ、この場所だから、場所は。道路の真ん中にこのくらいの木がどんとあったところですよ、これ。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 そのとおりでございまして、木はなくなっております。場所につきましては、西口、羽生駅西口から行田に向かって走っていきますと、右側に長島スタンドがありまして、手押し信号があると思います。手押し信号を右折していただきますと、東日本積水の跡地になります。その出入り口付近まで150メートル距離がございますので、その間の道路の整備を考えております。

○西山丈由委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 私が言ったところと場所は同じなんだけれども、あれは、下株は残っているの、まだ。残っていない。あれ、かなり苦情があったんだよね。私も動かざるを得なくて、夜なんかではどんと車がそこへ突っ込むから、道路の真ん中だから。だから、あの株を上で切ってあるんだよね。下で切ってあるんならいいけれども、あれは危ない

かなと思ったんだけど、それはきれいになっているのかな。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 木はなくなっているんですけども、その株からなくなっているかどうかは、ちょっと確認が取れていないので、確認をさせていただきたいと思います。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今の東日本積水の跡地のところなんですけれども、例えば同じ規模の会社さんが来たら、何か道路予算、道路かけた金額ぐらい、何年かで回収できるとかなんか、そういうような費用対効果とか、そういう試算とかというのはされたのか、その辺がどうなのかお伺いします。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 費用対効果についてということでございますけれども、今企業誘致に取り組んでいる中で、この場所に興味を示していただいている企業さんはおまして、意見交換をさせていただいております。

同じ規模の工場なのか、倉庫なのか、ちょっとその部分についても定まっておりますが、市内に優良企業として立地されている、現在ある企業さんの、例えば税収ですとか、そういったところを積み上げまして、かつ道路の総事業費につきましても、今回議案質疑の中で、議場のほうでも経験値というところでお示しさせていただいた総事業費1億円から2億円という、ちょっと幅広ですけれども、それが総事業費としてはかかるだろうと。

固定資産については、優良企業が来た場合には、2,500万円程度の見込み、1年でというところを考えておりますので、そういったところで、例えば5年ですとか、10年で回収といいますか、そういったことができるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○西山丈由委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 この場所は市の所有地があるはずだと思ったんだけど、私が勘違いかどうか、そこが1点と、私もこれ地権者なんだよね。だから、いろいろ興味もあつ

ただけれども、この場所の。だから、現在も地権者になっているから、だから、特に難しい質問出ただけれども、この場所自体はあったような気がしたただけれども、羽生市の持ち物が。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 市有地につきましては、もともと道路がございまして、廃道敷というところで市が所有している土地がございます。敷地の面積については1,000平米ちょっとの面積はありまして、全体で7ヘクタール近く土地はございますので、パーセンテージ的には1%か2%ぐらいが市有地が含まれております。

○松本敏夫委員 そうなんだ。はい、分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

中島委員。

○中島直樹委員 柳沢委員の質疑もあって、本会議場でもありましたけれども、先行して市が企業立地、そこに立地をされるということを前提にして、周辺道路を整備することなんですけれども、参考までに、ここ何年かで、市が先行して、そのように道路整備だったりとか、整備をして、後にそこに企業が入ったという、村君の倉庫なんかそうでしたね。周辺道路が狭くて、トラックが切り返しができないというので道路拡幅してということでしたけれども、同様なところがどれくらいあるのかというのを、正確でなくていいんですけれども、あそこ、そこ、どこ、ここというのがあったらちょっと教えていただきたいんですけれども。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 どのくらいあるかというお話ですけれども、委員がおっしゃるとおり、まず、その村君グラウンド跡地、今、日の出物流さんがありますけれども、そこは1つでございます。

もう一つは、大沼工業団地の脇に北袋地区で工業団地ではないんですけれども、市街化調整区域ですが、工場を誘致できる都市計画法第34条第12号の指定区域がありまして、大沼工業団地の西側、南部幹線の南側のこの通りにつきまして、アクセス道路の拡幅ということで市のほうで整備をしまして、その北袋地区に企業が来ていただけるようにということでやったものがございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 代表的なものは、その2か所ぐらいなんですけど、言えば、今の羽生病院

の周りなんかも若干そういうところあるでしょうし、イオンの周りなんかもそういうところあるでしょうし、決して状況的には市が先行して環境をつくって企業を誘致するということは、決して羽生市内においても珍しいことではないし、全国的に見ても珍しいことではないという理解でよろしいですか。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 企業というのは、今、余計なことは、余計なこととか、一応これは契約とかあるので、必要ではない、余計な答弁を求めないんですけども、何というのかな、企業というのは、ある意味したたかではないですか、損得勘定で。例えば鷺宮のほうでしたか、企業ではないけれども、大学、医科大がひょいに出ていったりとかというのがあって、そういうのというのは割と1年、2年通して、そういうような市が準備にしたんだけど、企業は契約切れたかというんで、ひょいに出ていってしまうみたいなこととかあったりする、目にするんですけれども、これに限っては先行して、これだけの事業費をかけて、もちろんそこに企業が入るということを前提でやるわけですけども、やっぱりやめたというようなことはないですよ。企業が、今の、やっぱりないですよと聞かれ、やっぱりやめたというようなことがないような契約を交わすわけですよ、誘致に関して。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 現状を申し上げますと、その企業さんが興味を示して、前向きにご検討いただいているというのは確かですが、また地権者側につきましても、もともと工場がありましたので、まとまった土地、地権者さんも30人ぐらいいらっしゃるんですけども、まとまっている土地ですので、地権者とも意見交換はしております。

実は、契約の話になると、市のほうでマッチング的なところで、ここの橋渡しをやっているんで、契約は地権者さん側と企業側の契約になるので、市のほうに、当然報告ですとか、意見のやり取りは取れたものですけども、実際に進める中で、やめたという可能性もなくはないだろうと思うんですけども、やめたということのないように、そこは放さないような動きをしていかなければいけないというふうには考えますし、この道路を整備することによって、もし、この企業さんが、やっぱりということになったとしたとしても、ここはもうこういったポテンシャルの高い土地なので、引き続き他の

企業さん、それから、例えば金融機関とか、県の企業立地課との連携をしながら、この道路のアクセスがよくなるので、ぜひ新たな企業をというふうに動かなければいけないと思いますので、現時点では、その企業を放さないように一生懸命つなぎをやりたいというふうに思っている次第です。

○西山丈由委員長 中島委員。

○中島直樹委員 もう少し、では踏み込んで聞かせていただきたいんですけども、課長として感覚的にどうなんですか、企業との橋渡しとしては。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 そうですね、感覚的な、数値的なところだと、オーケー 100だとすると、70ぐらいまで、6割、7割ぐらいまでは、今しっかり放さない状況、意見交換ができておりますので、そういった感覚で私のほうは考えております。

○西山丈由委員長 ほかに。

松本委員。

○松本敏夫委員 この補正が1,692万1,000円、これついていますよね、今現在。この内訳はここに出ているんだけど、あそこの調査は県でやったんではないか、これ四百何万上がっていますので。地質検査のあれは県だと私は聞いたんだけど、羽生市がやったんだ。これ見ますと、そうですね。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 今回、その事業費としてお願いしている地質調査につきましては、道路の部分の調査を予定しております。道路の地体力ですとか、そういったところになります。

まず、測量するのに境界を大体決めて、測量して道路の地耐力、地盤がどういったもののなのかという地質調査をして、最後に設計をして線形を決めていくというようなことですので、もしかしたら、委員おっしゃる、その部分につきましては、その跡地の中の調査が県ですとか、そういったところでやられた調査のことではないかなというふうに思います。

○西山丈由委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 その外部、外という解釈でいいんですね。

○西山丈由委員長 企業誘致推進課長。

○落合博明企業誘致推進課長 今回は道路をやるところになります。

○松本敏夫委員 はい、分かりました。

○西山丈由委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長 質疑も尽きたようなので、これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午後 1 時 3 6 分 休 憩

午後 1 時 3 8 分 開 議

○西山丈由委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 9 号、水導課所管部分について、第 2 条繰越明許費補正を含めて、水道課長に説明を求めます。

なお、説明は簡潔に願います。

水道課長。

○山木章史水道課長 水道課長の山木でございます。

昨日に引き続き、よろしくお願いいたします。

同席しております職員を紹介させていただきます。

営業係長の櫻井でございます。

○櫻井洋介営業係長 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○山木章史水道課長 恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第 9 号 令和 6 年度羽生市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、水導課所管部分についてご説明申し上げます。

画面の別冊 5、令和 6 年度羽生市一般会計補正予算書及び説明書を御覧ください。

画面の 1 3 ページになります。

歳出の部、第 8 款土木費、第 3 項都市計画費、第 5 目水道費の補正額は 7, 0 8 0 万円となります。これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を有効活用し、水道基本料金を 2 か月分免除するため、必要経費を一般会計から水道事業会計へ繰出金として支出するものであります。

ページを移ります。

なお、今御覧の5ページになりますが、繰越明許費を設定しております。

それでは、内容について申し上げます。

参考資料4、補正予算の概要の5ページになります。

水道料金の算定に当たりましては、2か月に一度、お客様の水道メーターの検針を実施しております。今回免除するのは、基本料金2か月分であり、奇数月の検針のお客様は令和7年5月の検針分、偶数月検針のお客様は6月検針分を対象とし、免除額は総額で6,998万円となります。免除の対象者は、これまでの取扱い同様に、個人、事業者などしまして、官公庁などの公共施設につきましては、免除の対象外となります。

なお、昨年12月の水道料金改定によりまして、基本料金の体系を用途別から口径別に見直したことから、免除額が過去と比較し増加しております。

また、その他に必要な経費としましては、水道料金調定システムの基本料金免除対応業務55万円、チラシ配布業務27万円の委託料を含めて、合計で7,080万円となります。

今後の予定でございますが、広報紙、広報「はにゅう」4月号の掲載など、情報の周知、水道料金調定システムの改修などの準備を進め、5月、6月の免除実施後に一般会計から水道事業会計へ確定した経費を繰り出すものでございます。

なお、免除の実施時期が令和7年度になることから、水道事業会計につきましては、昨日ご説明したとおり、令和6年度補正予算ではなく、令和7年度の当初予算に組み入れておりますことを申し添えます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○西山丈由委員長 ただいまの課長説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方は順次発言を願います。

松本委員。

○松本敏夫委員 この補正は7,080万円一般会計から繰り入れるというんだけど、申し訳ないんだけど、私見的には十分余裕があるように見えるんだけど、繰り入れなくても、そこで対応ができるのではないかと思うんだけど、なぜ一般会計のほうから繰り入れるのか、これだけの大きな金を。その辺は何か特別な理由が。

○西山丈由委員長 水道課長。

○山木章史水道課長 こちらにつきましては、昨日も委員会のほうでご説明申しあげたとおり、非常に水道事業会計厳しい中での免除でございます。おっしゃるように、その原

資をどうするんだというところの中で、今回、国の地方創生臨時交付金ということで、10分の10が国のほうからの交付金で入るので、それを一般会計に入れたものを水道事業会計に繰り出すということです。水道事業会計としては、プラス・マイナスで言うところとゼロということなので、水道事業会計厳しい中で一般会計から繰り入れるということで、ちょっと言い方悪いですがけれども、負担なくこの事業が実施できるというものです。市全体の交付金の使い道の中で、水道事業についても基本料金を免除しましょうということで、市全体の方針の中で決まったものでして、それを今回実施するというものでございます。

以上です。

○松本敏夫委員　そういう理由ね、はい、分かりました。

○西山丈由委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長　質疑も尽きたようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○西山丈由委員長　討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号　令和6年度羽生市一般会計補正予算（第9号）を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○西山丈由委員長　挙手全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午後　1時44分　　休　憩

午後　1時44分　　開　議

○西山丈由委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時44分 散 会